

熊本市農業委員会総会議事録

- 1 日時 平成26年3月7日(金)午後 3時00分 招集  
1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

1 出席委員45名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	12番 杉本 清和
13番 村上 義博	14番 網田 稔	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	23番 梅田 義弘
24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘	26番 渡辺 智明
27番 麻生 隆弘	28番 園田 操	29番 村上 智弘
30番 澤田 公俊	31番 村上 正春	32番 橋本 春利
33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄	35番 後藤 和則
36番 北口 和皇	38番 吉田 一幸	39番 梶永 築
40番 西川 秀文	41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	46番 前田 道弘
47番 藤本 照義	48番 田上 義則	49番 清田 政敏

欠席委員 4名

- 15番 村中 英次    22番 松村造酒夫    37番 古川 盛康  
50番 上田 芳弘

午後3時00分 開会

事務局            それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第13回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

                    本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中45名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

                    それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長            こんにちは。3月になりましたけれども、2月のように、大変、朝晩が冷えて、今年のような年はないだろうというような報告がラジオでもテレビでも言っております。ハウス園芸とか農作物なんかの管理が大変だろうと思います。

                    また、先般のタマネギの草取りは本当にお世話になりました。御蔭

で、タマネギも、あの後大変よくほこっております。本当にありがとうございました。タマネギはまた、値段が今年は高いそうでございます。農業新聞を見ますと矢印がトップに上がっております。恐らく、高かろうと思います。

それでは、第13回熊本市農業委員会総会議案を、只今始めたいと思います。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名者に、3番の谷口憲治委員と7番の宮本隆幸委員を、書記に田中幸一氏を指名いたします。よろしく願いをいたします。

それでは、議事に入ります前に、議案の訂正、申請の取り下げ等があるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、取り下げと訂正がございますので、ご説明いたします。

初めに、1ページをお開きください。1ページの1番から5番まで、こちらが取り下げになっておりますので、取り下げでお願いいたします。

続きまして、19ページをお願いします。19ページの94番です。こちら、土地の表示欄ですが、今現在、畑10.00平米とありますが、その次に、他1筆の記載をお願いします。他1筆、その下の欄に計113.00平米の記入をお願いします。他1筆、計の113.00平米です。

次に、同じページ、95番ですが、こちらも土地の表示欄です。他2筆とありますのを他1筆に訂正をお願いします。他2筆を他1筆に訂正をお願いします。そして、計ですが、286.87とありますのを183.87平米に訂正をお願いします。183.87平米です。

次に、23ページです。23ページの10番ですが、こちらは取り下げ願が出されましたので、今回、取り下げでお願いいたします。

次に、次のページです。24ページの1番から4番ですが、こちらも取り下げ願が出されましたので、取り下げでお願いいたします。

次に、27ページをお願いいたします。27ページの18番ですが、こちらの土地の表示欄です。計の413平米とありますのを412平米に訂正をお願いいたします。正しくは412平米です。

次に、33ページになります。33ページの47番です。この番号の欄ですが、47の下に賃、賃借権の賃と記載してありますが、こちら、正しくは地上権設定ですので、地上権と記載をお願いいたします。

続きましては、70ページになります。70ページの11番です。こちらはまず土地の表示欄ですが、「南区城南町字」とありますが、「町」と「字」の間に「今吉野」と追記をお願いします。願ひ出人の住所に

あります「今吉野」、こちらの記載をお願いします。追加をお願いします。それから、11番ですが、期間の欄です。期間の今、終期のみ記載がありますが、その上に、「平成23年1月31日から」と記載をお願いします。「平成23年1月31日から」です。同じく、11番の備考欄ですが、初回証明日、こちらが「平成元年1月30日」に訂正をお願いします。「平成元年1月30日」、初回証明日です。

あと、最後ですが、報告事項、黄色い仕切り紙から下のページですが、こちらの20ページになります。20ページの2番、転用目的の欄です。20ページ2番の転用目的の欄ですが、こちらを「道路及び水路」に訂正をお願いします。正しくは、「道路及び水路」です。よろしくをお願いします。

取り下げ、訂正につきましては、以上です。

議長 長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、1番から5番が取り下げとなりましたので、97件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、6番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。経営内容といたしましては、水稻、トマトなどを栽培されております。今回の申請地につきましては、面積がわずかではございますが、所有農地に隣接する農地で、許可後は隣接地同様、トマトを作付されるということでございます。周辺の営農に対する影響もないようでございますので、地域における調和という点に関しましても問題ないものと判断いたします。先日の地区委員会で協議いたしまして、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果ございました。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長 長 ただいま、6番につきまして地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

19番 春口豊徳委員

19番、春口です。

7番から9番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張のため、農地を取得されるものです。申請地につきましては、許可後はトマトの作付になります。

8番は、独立就農のため、農地を使用貸借されるものです。申請地につきましても、許可後、ピーマンを作付されます。

9番は、農業生産法人が経営拡張のため、農地を取得される申請です。申請地につきましても、許可後はキャベツ、ダイコン、カボチャなどを作付されます。

以上3件、さきの地区委員会で協議しました結果、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま7番から9番まで、地元委員より報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

#### 49番 清田政敏委員

49番委員の清田です。37番委員の古川君がちょっと欠席ですので、私が代行させていただきます。

10番から19番までにつきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

10番は、同一所帯の子への贈与です。譲渡人は水稲と施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。

11番は、同一所帯の孫への贈与です。譲受人は水稲と露地野菜を栽培される兼業農家です。許可後はキャベツを栽培される計画です。

12番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稲と露地野菜を栽培されている専業農家で、許可後はキャベツを栽培される計画です。

13番は、妻への贈与です。譲受人は昨年、ご主人と一緒に独立就農された方で、許可後は水稲とタマネギを栽培される計画です。

14番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は農漁業をされている方で、水稲と露地野菜を、許可後は水稲を栽培される計画です。

15番は、使用貸借権の設定で、後継者への経営移譲です。契約期間は5年間です。貸し人は同一所帯のお孫さんで水稲とメロンを栽培されております。許可後はメロンを栽培される計画です。

16番から18番は関連で、独立就農によるものです。

16番と18番は賃借権の設定で、契約期間は5年間です。

17番は、使用貸借権の設定で、契約期間は5年です。

許可後は、いずれもハウレンソウを栽培される計画です。

19番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稲と露地野菜を栽培されている兼業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。

聞き取り調査を行った上で、協議、検討した結果、いずれも農地法

第3条第2項の各号には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より10番から19番について、ご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

#### 39番 榊永築委員

39番委員、榊永です。

20番から24番について、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番、21番は関連で、くまもと未来ファーム株式会社が農業法人設立のため、農地を使用貸借するものです。さきの地区委員会に出席を願ひ、聞き取り調査を行いました。同法人は平成25年2月26日に設立された構成員3名の会社で、柑橘類の生産・販売をされる計画です。今までの農業に法人設立により、販売のノウハウをプラスし、新しい農業経営を目指されます。全農地について耕作されており、地域との調和を図られることを地元委員が確認いたしております。

22番は、年金受給継続のため、同居の後継者へ使用貸借の再設定をされる申請です。許可後もこれまでどおり、ミカンをつくられる予定です。

23番、24番は関連で、耕作の便宜上、交換されるものです。両申請者ともミカンをつくられる農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上5件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、地元委員より20番から24番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

#### 44番 志柿茂喜委員

44番委員、志柿です。

さきの地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番と26番、31番は関連で、申請人が経営拡張のため、25番は所有権移転、26番と31番は賃貸借権設定をされる申請です。申請人は兼業農家で、主にコメを栽培されており、許可後は申請地にコメを作付される予定です。

27番は申請人が経営拡張のため、所有権移転される申請です。申

請人は農家でコメを作付されており、許可後、申請地にコメをつくられる予定です。

28番も申請人が経営拡張のため、所有権移転をされる申請です。申請人は農家で、主にコメを作付されており、許可後も申請地にコメをつくられる予定です。

29番は兄から妹への贈与による所有権移転の申請です。申請人は兼業農家で、主にコメを作付されており、許可後も申請地にコメをつくられる予定です。

30番は、申請人が経営拡張のため、所有権移転をされる申請です。申請人は専業農家でコメを作付されており、許可後も申請地にコメをつくられる予定です。

32番から56番につきましては、一般企業による農業参入のための申請です。この件は、5条申請の19番から41番の太陽光発電設備への転用申請と関連案件で、太陽光発電設備により発電した電力を販売すると同時に、パネル下の農地を利用して営農を継続していくという事業内容です。営農計画といたしましては、パネル下の日陰となる部分にはミョウガを、それ以外の部分については、タマネギを作付ける計画ですが、その計画の中で、パネル下に作付される予定のミョウガについて、営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ、また必要な知見を有するものの意見書が提出されておりません。また、申請地は耕作放棄地だったため、樹木伐採等を行い、現在は整地された状態でしたが、作付予定地の一部には砂利が混入しているなど、現状での作付が可能かという点からも慎重に検討する必要があると判断いたしました。

よって、本件につきましては、反収等の算出根拠となる資料が不備であること、また、許可後の営農計画について、詳細な聞き取り調査を行う必要があるということから、今回は継続審議とすることといたしました。

以上、32件について、先日の地区委員会で検討した結果、25番から31番までの7案件は農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。

また、32番から56番までの25案件は継続審議といたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、25番から31番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、25番から31番については、申請どおり許可することに決定し、32番から56番は継続審議といたします。

次に、57番。

20番 田中求委員

20番委員、田中です。

57番から62番について、地区委員会での協議状況を報告します。

57番は譲受人が経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は現在、水稲と麦を作付されている農家で、許可後も水稲と麦を作付される予定です。

58番は、借り人が経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。借り人は現在、水稲と露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

59番は、譲受人が経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は主に水稲を作付されており、許可後は飼料用米を作付される予定です。

60番は、借り人が新規就農するため、父所有の農地を使用貸借する申請です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画、取得機械等を聞き取りいたしました。借り人は県立農大で新規就農支援研修を受講されており、許可後は申請地に水稲を作付される予定です。

61番は、譲受人が経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は現在、水稲を作付されている農家で、許可後も水稲を作付される予定です。

62番は、譲受人が経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は現在、水稲と花きを作付されている農家で、許可後も花きを作付される予定です。

以上、5件、60番を除いて5件とも、全農地について耕作されており、地域との調和を図られておることを地元委員が確認しております。先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを確認いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より57番から62番についてご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、63番、お願いいたします。

40番 西川秀文委員

40番委員です。

63番から97番までについての地区委員会での協議状況をご報告いたします。

63番は、譲受人が耕作の便宜上、農地を取得される申請です。申請地は、譲受人が農地の一部として作付されていたため、今回、申請されたものです。許可後は米の作付をされます。

64番から97番は関連です。申請人が特定土地改良事業によらない交換分合で所有権移転をされるものです。今回の申請地は、以前は

傾斜地で各農地の面積も狭く、耕作に不便を生じておりましたが、隣接する事業所を運営する法人の協力で農地、農道の整備を行い、今回、その工事が完了したため、でき上がりの形状に合わせ、譲渡人延べ43人から46筆、合計6,269.66平米を分筆し、8人の譲受人に所有権の移転申請を行うものです。所有権移転後には合筆される予定です。許可後は露地野菜、施設野菜の栽培を予定されております。農業者年金受給者については、所有権移転後に移譲手続を行うよう指導しております。

以上、35件、先日の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていると確認されております。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より63番から97番まで、ご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、98番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

98番から102番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

98番は、経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は水稲と露地野菜をつくっている農家で、許可後は水稲をつくられる予定です。

99番も経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は水稲と施設野菜をつくっている農家で、許可後は施設野菜をつくられる予定です。

100番も経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は勤めの傍ら水稲をつくっている農家で、許可後は水稲をつくられる予定です。

101番も経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は水稲をつくっている農家で、許可後は水稲をつくられる予定です。

102番も経営拡張のため、農地を取得する申請です。譲受人は水稲と露地野菜をつくっている農家で、許可後は露地野菜をつくられる予定です。

以上、5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2号各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、98番から102番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。



一 同 異議なし。  
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、  
でございます。  
10番が取り下げで、9件でございます。地元委員の報告に当たり  
ましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告を  
お願いいたします。  
それでは、1番、お願いいたします。

#### 36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、地区委員会での協議状況について、ご報告いた  
します。

1番は、貸し駐車場への転用申請でございます。農地区分は、市街  
地に隣接する区域内に点在している農地であることから、第2種農地  
と判断されます。申請理由といたしましては、申請地のそばの2つの  
店舗が利用しておりました駐車場に、新たに店舗が建設されること  
になり、新店舗を含めた3店舗から従業員用の駐車場として利用させ  
ていただけないかとの相談があったため、今回の申請に至ったという  
ことでございます。土地利用計画は、台数54台分の駐車場とされる予  
定で、工事は来月の20日には完成見込みでございます。資金に関し  
ましては、全額、自己資金により賄われる計画で、残高証明書により  
確認をいたしております。排水は雨水のみで、敷地内を砂利舗装とし、  
自然地下浸透で処理されるということでございます。

以上、さきの地区委員会におきまして、現地調査を行い、検討いた  
しました結果、本件につきましては、立地基準、一般基準のいずれも  
満たしており、申請は妥当であるとの結果でございました。ご審議方、  
よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、1番につきまして地元委員より報告がございましたが、  
この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。  
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することといたしまして、  
農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、2番。

#### 49番 清田政敏委員

49番委員の清田でございます。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。  
2番は、農業用施設への転用申請です。申請人は沖新町で2町7反ほ  
ど耕作されている農家の方で、農業用機械など、土地を借りて保管さ  
れておりましたが、今回、自己所有地に農業用資材置き場と農業用機  
械置き場を計画されました。計画は980平米に可動式の物置とトラ

クターなどの農業用機械置き場、ハウス用のパイプなど、資材置き場を設置されます。農地区分は10ヘクタール以上の広がり、営農条件から甲種農地と判断しました。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の農業用施設の設置に該当するものと判断いたしました。排水計画につきましては、汚水のみで地下浸透、オーバーフロー分は東側市道側溝へ接続放流される計画です。資金計画につきましては、埋め立てと工事が発生しますが、全て無償で近くの業者が工事するというので、確約書が提出されております。周辺の状況は西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。農地の半分ほど、現在、農機具などを置かれており、無断転用状態でしたが、所有者本人も深く反省され、今後このようなことがないよう、旨の始末書が送付されており、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。

3番は、太陽光発電設備への転用です。3月3日、現地調査を行った際に、隣接地との境界が不明確だったため、継続審議となりました。

以上、2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、3番については継続審議、2番については許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、2番につきましては、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することとし、3番については継続審議といたします。

　　続きまして、4番。

#### 44番 志柿茂喜委員

44番委員、志柿です。

さきの地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、第5条の17番と関連で、合わせて農家住宅と農業用倉庫を建設される案件です。農地区分は10ヘクタール以上の農地の区域内にある第1種農地と判断され、原則、不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たると判断いたしました。これは親と同居されている申請人が、現在の住居と農業用倉庫が手狭になったため、新しく隣地に計画されたものです。転用面積は田の3筆、693平米で、農家住宅1棟、農業用倉庫1棟を建てられます。資金計画は自己資金と借入金で賄われる計画で、残高証明と融資証明で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように、対策が図られていることを確認しております。給排水計画において、給水が市の上水道を利用、雨水は浸透樹に収集し、オーバーフロ

一分は東側道路側溝へ放流、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽により処理し、東側道路側溝へ放流される計画です。周囲は東、西、南側に農地がありますが、隣接同意を得られております。工事期間は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの約9カ月間を予定されています。

5番も第5条の16番と関連で、合わせて農家住宅と農業用倉庫を建設される案件です。農地区分は、10ヘクタール以上の農地が農地の区域内にある第1種農地と判断され、原則、不許可ですが、集落内に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たると判断いたしました。これは申請者の亡き夫が昭和37年に農家住宅と農業用倉庫を建築し、許可申請を怠っていたもので、深く反省され、始末書も提出されています。転用面積は、田2筆、589平米で、農家住宅1棟、農業用倉庫1棟です。給排水計画で、給水は市の上水道を利用、雨水は浸透枳に収集し、オーバーフロー分は北側道路側溝へ放流、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽により処理し、北側道路側溝へ放流される計画です。周囲は西と南側に農地がありますが、隣接同意を得られております。

以上、2件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から転用基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま4番から5番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きますて、6番。

### 33番 馬原清隆委員

33番委員。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、申請人自宅への既存道路の拡幅に伴う転用許可申請です。申請地は集落内開発制度指定区域内で、農地区分は10ヘクタール未満の小集団の農地で、2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、これまで既存通路を3戸で利用しておりますが、車両の出入りに支障を来たしているため、申請地を通路へ転用する拡幅計画したもので、妥当な面積だと思われます。周囲の農地は西側に申請人所有の農地があるだけです。給水はなく、排水計画については、雨水は自然排水で、生活雑排水は発生しません。排水同意も得られております。土砂流出などが無いようにするなど、被害防除についての対策が図られることも確認しております。なお、申請人は昨年の通路

の改良工事の際、農地法の手続を怠り、拡幅を含めた工事を済ませてしまったことを深く反省され、始末書が提出されております。先日の地区委員会において、本人立ち会いのもと、現地調査確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、これについて何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として、農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、7番。

#### 40番 西川秀文委員

40番委員です。

7番についての地区委員会での協議状況を報告します。

7番は、申請人が所有する農地に太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認しましたが、小集団の農地のために第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。申請人は、申請地が周囲を山林に囲まれ、営農条件がよくないため太陽光発電設備への転用を計画されるものです。計画を賄う金融機関の融資証明も提出されております。工事は許可後26年4月末日までに予定されております。期間、転用面積も妥当ではないかと判断されます。現地の状況は東、南側は山林、西側は道路、北側は宅地で、隣接する農地はありません。雨水は敷地内で地下浸透されます。汚水、生活雑排水は発生しません。

以上、さきの地区委員会においての現地調査、協議の結果、転用許可基準を満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、8番ですが、申請人は議席番号が27番、麻生委員が本人となっております。よって、農業委員会第24条第1項の規定により、議事参入の制限により、議事に参入することができません。麻生委員には、8番の審議終了まで、議場から退出していただきます。麻生委員、よろしくお願ひいたします。

　　それでは、8番について、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

3 番 谷口憲治委員

3 番委員。

8 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8 番は、太陽光発電設備の申請でございます。申請地の形状が耕作に不向きであったため、農地の有効利用を検討され、太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり小規模であるため、第 2 種農地と判断されます。現地の周囲は、東側は宅地、西側は山林、南側は雑種地で、北側に農地がありますが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から 12 月末までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

また、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面を検討いたしました結果、いずれも転用許可基準を満たしていると協議しました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただいま、8 番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、麻生委員に入室をお願いいたします。それでは、9 番、お願いいたします。

3 番 谷口憲治委員

3 番委員。

続きまして、9 番について説明いたします。

9 番も太陽光発電設備の申請です。農業をされておらず、農地の有効利用を検討され、太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第 2 種農地と判断されます。現地の周囲は東側が河川、西側と南側は雑種地、北側は申請人の宅地と農地でございます。転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。汚水の処理につきましては、地下浸透の計画でございます。工事期間は許可日から 9 月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、9 番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同  
議 長

異議なし。

異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、でございます。1番から4番が取り下げになっておりましたので、50件でございます。地元委員の方におかれましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、5番、お願いいたします。

### 36番 北口和皇委員

36番委員。

5番、6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、自動車修理工場建設のための賃借権設定の申請でございます。農地区分は申請地からおおむね300メートル以内にインターチェンジがありますので、第3種農地と判断いたします。土地の選定理由といたしましては、申請地が県道の沿道にあり、また、インターチェンジも近いことから車両の通行も多く、修理工場建設用地として最適であることから選定されたということでございます。土地利用計画は、申請地に修理工場1棟を建築されるほか、駐車場を整備し、利用される計画でございます。工事完了はことし5月31日を予定されております。資金につきましては、全額自己資金で賄われる計画でございます。残高証明書により確認をいたしております。排水は雨水は敷地内の溜め桝を經由し、東側県道の側溝へ放流、汚水・生活雑排水につきましては、公共下水道へ接続、放流される計画でございます。なお、本件につきましては、開発許可が必要となりますが、同時に市開発景観課と協議が行われていることを確認済みでございます。

次に、6番でございます。6番は診療所建設のための所有権移転の申請でございます。農地区分は5番と同様におおむね300メートル以内にインターチェンジがありますので、第3種農地と判断をいたします。土地の選定理由といたしましては、申請地が市街化区域に近接しており、また近くには大型の住宅団地も完成し、診療所を開業されるのに最適の場所と考え、選定をされたということでございます。土地利用計画は、申請地に診療所1棟を建築されるほか、駐車場、緑地帯などを整備し、利用される計画でございます。工事完了は今年10月31日を予定されております。資金につきましては、全額融資により賄われる計画でございます。融資証明書により確認をいたしております。排水は、雨水は敷地内に浸透桝を設置し、オーバーフロー分は県道の側溝へ放流、汚水・生活雑排水につきましては、公共下水道へ接続、放流される計画でございます。なお、本件につきましても、開発許可が必要となりますが、同時に協議が行われていることを確認

済みでございます。

以上、2件、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い、立地基準、一般基準について、検討いたしました結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、5番、6番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、7番。

#### 19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

7番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

農地区分は広がりのない小集団の農地の区域内にある第2種農地であると判断されます。申請地は違反転用地でありまして、経緯といたしましては、平成6年に譲受人から自宅から市道への通路接続部分が狭いので隅切り部分として、6.68平方メートルを譲ってほしい、また、平成9年にも、同じく譲受人から駐車場敷地として、19平方メートルを譲ってほしいということ、当時の所有者である譲渡人のご主人に相談があり、農地法の許可を得ずに、譲渡されてしまったということです。現在は、2台分の駐車場用地として利用されております。今回、譲渡人は当時の所有者の奥様であり、ご自分でもご高齢になり、身辺整理をされる中で、違反転用に気づかれたため申請をされました。違反転用につきましては、当時の経緯について、詳しく説明されており、また、深く反省されており、顛末書も添付されていることから、追認もやむを得ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、7番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、8番。

#### 49番 清田政敏委員

49番委員、清田でございます。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、農業資材置き場のための所有権移転の申請です。申請人は

母親と農業用の土壌改良剤を販売されており、昨年、農地転用された自宅が5月に完成するため、配達に便利になるよう、この隣接地に資材置き場として申請されました。利用計画は敷地面積413.00平米に土壌改良剤を積んでパレット20枚分を並べる形で設置され、倉庫は建設される全てシートで覆うよう計画されております。農地区分は、中山間地域に位置し、生産性の低い2種農地と判断されます。排水計画につきましては、汚水のみで地下浸透、オーバーフロー分は敷地内側溝を設け、西側私道側溝へ接続、放流される計画です。資金計画は全て自己資金で賄われ、残高証明書で確認済みです。周辺の状況は東側と北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

9番は、駐車場への転用で、所有権移転の申請です。申請人は申請地の近くの幼稚園で役員をされており、現在使用されている幼稚園の第1駐車場が収容される予定で、第2駐車場も借地で移転することになり、代替地を探されておりましたが、今回、所有者との協議がまとまり、転用申請をされました。利用計画は1,096平米の敷地を造成し、砂利敷きとされ、園児送迎用として40台分の駐車スペースを設けられます。農地区分は10ヘクタール未満の小集団農地で、生産性の低い2種農地と判断されます。排水計画につきましては、汚水のみで地下浸透、オーバーフロー分は北側道路側溝へ接続、放流される計画です。資金計画につきましては、自己資金と融資で賄われ、残高証明と融資証明で確認済みです。

10番は個人住宅建築のため、所有権移転です。申請人は現在、借家に住まわれており、子供の成長に伴い、手狭となったため、住宅の新築を計画されました。申請地は、集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は10ヘクタール未満の小集団の農地で、生産性の低い2種農地と判断されます。排水計画は、汚水については集水桝を設置し、北側市道、公共下水道へ接続、放流される計画です。資金計画につきましては、全て融資で賄われ、融資証明の確認済みです。周辺の状況は西側に農地がありますが、今回の申請地の残地になっております。開発許可が条件ですが、同時に手続中であることを確認しております。

以上、3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、8番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。



続きまして、11番。

#### 44番 志柿茂喜委員

44番委員、志柿です。

11番から41番につきまして、さきの地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、建て売り住宅建設のため、所有権移転を申請されるものです。農地区分は市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は住宅地の中にある農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便や住環境もよく、住宅の需要が多く見込まれるため選定されたものです。転用面積は田の1筆、885平米で、建て売り住宅4棟を建設される計画です。開発許可については、事前審査の申請協議中です。資金計画は借入金で賄われる計画で、借入先の残高証明及び借用証書で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給排水計画等において、給水は市の上水道を使用、雨水は東側水路へ接続、放流、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ接続、放流される計画です。周囲に隣接する農地はありません。工事期間は平成26年4月1日から平成28年3月31日までの約2年間で予定されております。

12番は太陽光発電設備建設のため、賃貸借権設定の申請をされるものです。農地区分は市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。これは申請地の近くに農業後継者もおらず、農地の借り手もないため、環境にやさしく、安全な事業である太陽光発電設備を計画されたものです。転用面積は田の2筆、1,535平米で、太陽光パネル480枚を設置される計画です。資金計画においては、自己資金で賄われる計画で、残高証明で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給排水計画等において、給水、生活雑排水・汚水はなく、雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は西側水路へ放流される計画です。周囲は、西と南側に農地がありますが、隣接同意を得られております。工事期間は平成26年4月1日から平成26年8月31日までの約5カ月間が予定されています。

13番と14番は関連で、建て売り住宅建設のため、所有権移転を申請されるものです。農地区分は市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は住宅地の中にある農地で集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便や住環境もよく、住宅の需要が多く見込まれるため選定されたものです。転用面積は畑の3筆、1,658平米で、建て売り住宅6棟を建築される計画です。開発許可については、事前審査についての回答が得られております。資金計画においては自己資金で賄われる計画で、残高証明

で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給排水計画において、給水は市の上水道を利用、雨水は集水桝にて集水し、南側道路側溝へ放流、生活雑排水・汚水は合併浄化槽処理後、南側市道側溝へ放流される計画です。周囲は東と西側に農地がありますが、隣接同意を得られております。工事期間は平成26年4月10日から平成27年7月31日までの約1年4カ月間を予定されています。

15番も、建て売り住宅建設のため、所有権移転を申請されるものです。農地区分は市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は住宅地の中にある農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便や住環境もよく、住宅の需要が多く見込まれるため選定されたものです。転用面積は田の1筆、1,977平米で、建て売り住宅8棟を建設される計画です。開発許可については、事前審査についての回答が得られております。資金計画においては自己資金で賄われる計画で、残高証明で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給排水計画において、給水は市の上水道を利用、雨水は集水桝にて集水し、東側水路へ放流、生活雑排水・汚水は合併浄化槽処理後、東側水路へ放流される計画です。周囲は南と北側に農地がありますが、隣接同意を得られております。工事期間は平成26年4月10日から平成27年7月31日までの1年4カ月間を予定されております。

16番と17番は4条で説明したとおりです。

18番は、グループホーム建設のため所有権を移転される案件です。農地区分は10ヘクタール以上の農地の区域内にある第1種農地と判断され、原則不許可ですが、病院、療養等市街地以外に設置を要するものに該当し、不許可の例外に当たると判断しました。転用面積は田の2筆412平米ですが、事業面積は隣接の宅地と合わせて908.26平米にグループホーム1棟を建築される計画です。開発許可については、事前審査が提出されており、また、社会福祉施設等設備の事前協議もなされています。資金計画においては、融資により賄われる計画で、融資証明で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給排水計画において、給水は市の上水道を利用、雨水は側溝より集水して、新設の給水槽で浸透処理し、オーバーフロー分は南側水路へ放流、生活雑排水・汚水は合併浄化槽処理後、南側水路へ放流される計画です。周囲は東と西側に農地がありますが、隣接同意を得られております。工事期間は平成26年5月1日から平成26年12月31日までの約8カ月間が予定されています。

19番から41番は営農継続型太陽光発電設備建設のための賃借権

設定の申請です。この件につきましては、3条申請の32番から56番でご説明いたしましたとおり、書類不備、及びパネル下の農地における営農計画についての再調査が必要と判断されることから、今回は継続審議といたしました。

以上、31件、先日の地区委員会で現況を確認し、検討した結果、11番から18番の案件は、立地条件の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議いたしました。また、19番から41番までの23案件は継続審議といたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より11番から41番について報告がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、11番から18番については申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。19番から41番は継続審議といたします。

　　続きまして、42番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

42番から43番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

42番は親子間の使用貸借による個人住宅建設のため、転用許可申請です。申請地は、実家に近く、便利なため選定したもので、集落内開発制度指定区域内で、農地区分は10ヘクタール未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、個人住宅1棟で妥当な面積だと思われれます。周囲の農地は、南側は貸し人所有の農地であり、北側の隣接農地は所有者の同意を得ております。給水は東側道路より引き込み、排水計画については、雨水は集水桝より西側水路に放流し、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側水路へ放流する計画で、排水同意も得られております。土砂流出などがないようにするなど、被害防除についての対策が図られることも確認しております。資金、信用については、自己資金及び融資によるもので、融資証明等確認しております。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事計画は平成26年4月から1年の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

43番は、親子間の贈与による所有権移転の転用許可申請です。申請地は、譲受人の経営する自宅兼店舗に近いため、資材置き場及び駐車場として計画したものです。農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則、不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外

に該当するものと判断しました。転用面積が妥当であるかについては、資材置き場と事業用車両2台分の駐車場であり、妥当な面積だと思われます。周囲の状況は北と東と南側を水路に囲まれ、西側隣接農地の所有者の同意は得ております。なお、譲受人は、以前から資材置き場及び駐車場として利用していたことを深く反省され、始末書が提出されております。給水はなく、排水計画については、雨水のみで自然浸透で、オーバーフロー分は北側水路へ放流する計画で、排水同意も得られております。今後、整地をし、土砂流出などがないようにするなど、被害防除についての対策が図られることも確認しております。資金、信用については自己資金によるもので、残高証明を確認しております。工事計画は平成26年4月から1カ月間の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会において、本人立ち会いのもと、現地調査確認を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 　　ただいま、42番と43番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、44番。

#### 28番 園田操委員

28番委員、園田です。

44番と45番について、地区委員会での協議状況を報告します。

44番は株式会社愛住宅が建て売り住宅建設のための所有権移転による転用許可申請です。農地区分は富合駅から500メートル以内の区域に位置し、第2種農地と判断されます。申請地は集落内開発制度指定区域内であり、住宅の需要が見込まれるため計画されました。木造平屋建て、7棟を建築される計画で、転用面積については妥当であると判断しました。他の法令に関する許可については開発許可が必要となりますが、事前審査の回答書も送付されております。現地の状況は、東側に田、北と南と西側は道路で、隣接する農地所有者の同意も得られております。給水計画は、市の上水道より給水、排水については、雨水は溜桝で集水し、南側の河川へ放流、汚水・生活雑排水は各敷地内に合併浄化槽を設置し、南側の河川に放流される計画です。排水同意も得られております。また、資金につきましては、自己資金で賄われる計画で、金融機関の残高証明書で確認されております。工事計画は平成26年4月10日から平成26年6月末までの予定で、許可後、速やかに目的どおり施工されると思われれます。

45番は、申請人が現在、市営住宅に住んでおられますが、子供の成長に伴い、手狭となってきたため、叔父の所有する申請地を所有権移転による既存宅地と一体で、個人住宅1棟を建築される転用許可申請です。申請地は集落内開発制度指定区域内で、特定土地改良事業の施工区域内であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則、不許可ですが、本件は農地法施行規則第33条第4項の集落に接続して設置されるものに該当すると考えます。よって、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。開発許可が必要となりますが、事前審査の手続中であることを確認しております。現地の状況は、西側、南側に宅地、東側に道路、北側に所有者の農地で、同意は得られております。給水は、市の上水道より給水、排水については、雨水は地下浸透枿を設置し、北側水路へ放流、生活雑排水・汚水は合併浄化槽で処理後、北側水路へ放流される計画です。排水同意も得られております。また、資金計画につきましては、融資で賄われる計画で、金融機関の融資証明で確認しております。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。工事期間は平成26年4月20日から10月末までを予定されており、許可後、速やかに目的どおり、転用されることを確認しております。

以上、2件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面、及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま44番から45番について、地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きます、46番。

34番 一木文雄委員

　　34番委員、一木です。

　　46番から48番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　46番につきましては、申請人が太陽光発電の申請のための転用許可です。農地区分につきましては、農地の広がり小規模なため、2種農地と判断されます。申請人は父所有の農地を地元の電力の用途に貢献したく、当該地を検討されました。利用計画面積は、畑、1、394平米の敷地に太陽光パネル数が208枚、太陽電池容量が4万9,920ワットを設置するよう計画されており、適正な面積ではないかと判断いたします。資金計画につきましては、計画に見合う額の融資証明が提出されております。給水計画は汚水、雑排水はなく、雨水は

敷地内に自然浸透されます。周囲の状況は北側以外、農地に囲まれておりますが、周囲に擁壁を施工し、土砂流出、日照等に影響が出ないように、対策が図られることを確認しております。工事期間は4月1日から10月31日までを予定されております。許可後は速やかに目的どおり、転用されることを確認しております。

47番につきましては、申請人が太陽光発電の新設のための転用申請です。農地区分につきましては、農地の広がり小規模であるため、2種農地と判断されます。申請人は叔父所有の農地に地元電力の用途に貢献したく、当該地での転用を検討されました。利用計画面積は畑5,648平米の敷地に、太陽光パネル数が1,806枚、太陽電池容量が451.5キロワットを設置するよう計画されており、適正な面積ではないかと判断します。資金計画については、計画に見合う額の融資証明と残高証明を提出されております。給水、汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内に自然浸透されます。周囲の現状は農地に囲まれておりますが、周囲に擁壁を施工し、土砂流出、日照等に影響がないよう、対策が図られていることを確認しております。工事期間は4月1日から12月31日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

48番につきましては、申請人が福祉施設を建設する、転用申請です。申請人は高齢化が進む中、介護施設の不足している現状において、地域住民のニーズにマッチした事務所を設立したく、交通の利便性がよく、自然環境に恵まれている当該地を選定されました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当かどうかにおいては適正な面積ではないかと判断しました。資金については、計画に見合う残高証明が提出されることも確認しております。給水はボーリングによる地下水を利用します。排水計画については、雨水は地下浸透し、オーバーフロー分は新設の排水桝に移設し、西側市道側溝へ排出します。生活雑排水・汚水は合併浄化槽処理後、西側側溝へ排水処理を計画されております。周囲の現状は、西側に隣接農地はありますが、周囲を擁壁で施工し、土砂流出の支障等に影響が出ないように図られることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要ですが、審査の書類の提出を確認しております。工事期間は4月1日から10月31日までの期間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面、及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用基準を満たしたものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、46番から48番について地元委員より報告がございま

したが、何かご意見ございませんか。

一 同  
議 長

異議なし。

異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

49番。

40 西川秀文委員

40番委員です。

49番から51番についての、地区委員会での現地調査、協議状況を報告いたします。

49番は、借り人が申請地を賃借し、太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認しましたが、10ヘクタール未満の農業公共投資がなされていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。借り人は太陽光発電による売電を目的とした法人で、会社に隣接する申請農地に計画し、申請されたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も許可後、平成26年6月末日までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。また、費用は全て自己資金で賄われますが、金融機関発行の残高証明が添付されております。現地の状況は東、西側は農地、北側は道路、南側は山林で、隣接する農地所有者と協議も済み、同意も得られております。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理とされます。汚水・生活雑排水は発生いたしません。

50番も借り人が申請地を使用し、賃借し、太陽光発電設備を申請される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認しましたが、10ヘクタール未満の農業公共投資がなされていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。農地分断の転用ではありません。借り人の法人は太陽光発電による売電事業を行うために法人役員所有農地を賃貸借し、転用申請をされるものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積で、工事期間の許可後、平成26年9月末日までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。また、費用は全て自己資金で賄われますが、金融機関発行の残高証明も添付されております。現地の状況は東、西、北側は宅地、南側は道路で、隣接する農地はありません。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理をされます。汚水・生活雑排水は発生いたしません。また、費用は融資にて賄われますが、計画を賄う額の融資証明も添付されております。

51番は、借り人が申請地を賃借し、太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認いたしましたが、10ヘクタール未満の農業公共投資がなされていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。農地を分断する転用では

ありません。借り人は太陽光発電による売電を目的として、会社に近接する申請地に計画し、申請されるものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も許可後、平成26年6月末までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。また、費用は全て自己資金で賄われますが、金融機関発行の残高証明も添付されております。現地の状況は東、南側は道路、北、西側は農道で、隣接する農地所有者と協議も済み、同意も得られております。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理をされます。汚水・生活雑排水は発生いたしません。

以上3件、さきの地区委員会における現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、49番から51番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、52番。

3番 谷口憲治委員

3番委員。

52番から54番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

52番は、駐車場の申請でございます。申請人が運営される施設が経営拡張され、駐車スペースが足りずに、道路に一時駐車されるなど、それを解消するために、今回の計画をされました。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分につきましては、調整区域内にある、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は、原則、不許可ですが、本件は農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されるものに該当すると考えます。よって、不許可の例外例に該当するものと判断しました。現地の周囲は、東側は宅地、西側は農地、南側は道路、水路、北側は雑種地です。隣接地権者の同意は得てあります。転用面積につきましては、駐車場として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は許可日から4月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

次に、53番は、株式会社アステクスからの太陽光発電設備への転用申請です。申請地はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されますが、今回の申請が隣接する雑種地と一体として、同一の事業を行うものであります。事業の



総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えない面積であることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。選定理由といたしましては、申請地が申請法人の所有する雑種地と隣接しており、敷地も広く、太陽光発電設備の設置に好条件であると判断されたために選定されました。転用面積につきましては、申請地を含む総事業面積に太陽光パネル4,900枚を設置されます。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。現地の周囲は、東側は申請人の雑種地、西側は里道、南側は市道、北側は農地と接しておりますが、隣接農地の同意は得てあります。雨水の処理については、地下浸透されます。工事期間は許可日から来年3月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

54番は、共同発電合同会社からの太陽光発電施設への転用申請です。資金については残高証明が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されず。現地の周囲は全て山林と雑種地で、隣接農地はありません。転用面積につきましては、太陽光発電設備の規模から見て、適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は許可日から8月末日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしました結果、いずれも転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、52番から54番まで、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案、競売買受適格証明願（転用目的）、3件でございます。この願ひ出につきましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願ひいたします。

44番 志柿茂喜委員

　　44番委員、志柿です。

　　さきの地区委員会で協議状況を報告いたします。

　　1番から2番まで、転用目的による買受適格証明願です。競売される土地は2種農地で、入札期間等の概要は記載のとおりです。

　　1番の願ひ出人は駐車場を計画、2番の願ひ出人は資材置き場及び駐車場を計画されております。

　　先日、それぞれの願ひ出人にお会いし、事業及び資金計画等に問題がないことを確認しております。

以上、地区委員会で慎重に検討した結果、これらの願い出人が適格者であることを判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。1番と2番です。よろしく願いいたします。

議 長 地元委員より報告がございました1番から2番についてでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。

議 長 続きます、3番。

3 3 番 馬原清隆委員

3 3 番委員。

3番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番の願い出人は、同時に競売に出ている宅地、住宅との一体利用での宅地拡張を計画されています。地区委員会において、本人立ち会いのもと、現地調査確認を行い、立地条件、一般基準の面から、事業計画、資金計画等を慎重に検討した結果、願い出人を適格者であると判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。なお、願い出人が最高価格で申し入れ人となり、農地法第5条の許可申請書が提出された場合に、その内容が競売買受適格証明書の交付と異なっていないと会長が認めたときは、許可相当として、農業会議へ諮問してよろしいか、お諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きます、第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(12号)について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細38ページの1番から40ページの9番までの合計9件でございます。1番と4番が公社への売り渡し、2番から3番及び5番から6番が公社からの買い取り、7番から9番が相対による売買です。面積は、9件合わせまして、田2万6,055平米、畑1,908平米の合計2万7,963平米で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細、40ページの10番から56ページの39番までで、貸し手29名、借り手27名の件数30件です。契約期間別では、6年未満が15件、6年以上10年未満

が3件、10年以上が12件で、面積は30件合わせまして、田7万9,293平米、畑5万2,945平米の合計13万2,238平米となっております。

権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稻、果樹、季節野菜及び飼料作物です。

次に、再設定分です。明細56ページの40番から63ページの66番までで、貸し手26名、借り手20名の件数27件です。契約期間別では、6年未満が18件、6年以上10年未満が1件、10年以上が8件で、面積は27件合わせまして、田8万1,717平米、畑2万573平米の合計10万2,290平米となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、大豆、水稻、麦及び果樹です。

次に、利用権移転です。明細63ページの67番から68番までで、譲渡人2名、譲受人2名の件数2件です。契約期間別では、全て6年未満で、面積は2件合わせまして、田1,956平米、畑3,003平米の合計4,959平米となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻及び飼料作物です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。明細63ページの69番から65ページの72番が熊本市農業協同組合及び熊本うき農業協同組合による借り上げ4件で、明細65ページの73番から66ページの74番が借り上げた農地の転貸し2件です。契約期間は6年以上10年未満が1件、他は全て6年未満で、面積は田1万5,204平米、畑1,491平米の合計1万6,695平米です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻です。

以上、1番から74番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案の説明につきましては以上です。

議 長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているのでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同  
議 長

異議なし。

異議なしということで、計画案どおり承認することといたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、18件でございまして、地元委員の報告に当たりましては、対象農家の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

願い出は相続税の納税猶予継続のための証明願でございます。願い出人はお勤めの傍ら、農業に従事をされており、願い出の農地につきましては水田として利用されていることを、地元農業委員が確認いたしました。地区委員会といたしまして、全農地について、願い出人みずから引き続き農業経営を行っていることを確認し、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。審議方よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に2番。

49番 清田政敏委員

49番委員の清田です。

2番と3番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番と3番について、2番につきましては、不動産取得税及び贈与税の納税猶予対象農地についての農業経営を行っている旨の証明願です。願い出人の農地を含め1町1反ほど耕作されており、経営内容は稲作と露地野菜です。対象農地8筆につきましては、地元農業委員が現地を調査した結果、全て農地が願い出により耕作されており、継続して農業経営を行っていることが確認されております。

3番につきましては、不動産取得税の納税猶予対象農地についての、引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。願い出人の農地を含め5反ほど耕作されており、経営内容は花を施設栽培されております。つきましては、対象外ということで、17筆の証明となり、うち2筆が対象外で、17筆が農地願い出人により耕作されており、継続して農業経営を行っていることが確認されております。

以上2件とも、地区委員会としましては、証明書交付に対して何ら問題ないと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、4番。

44番 志柿茂喜委員

4 4 番委員、志柿です。

さきの地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 番は、租税特別措置法第70条の4項、第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人は、これらの農地については主に水稻栽培をされており、引き続き、願い出人みずから耕作を行っておられることを地元農業委員が確認しております。

先日の地区委員会で検討した結果、この件の証明については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、4 番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、5 番。

9 番 角居登委員

9 番委員。

5 番から9 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5 番につきましては、地元委員がご本人への聞き取り調査と現地の確認を行っております。調査結果といたしましては、願い出人は専業農家でコメとナスを作付されております。対象の農地、7 筆につきましては、水田として適正に利用されていることが確認できております。

6 番につきましては、地元委員がご本人への聞き取り調査と現地の確認を行っております。調査結果といたしましては、願い出人は専業農家でコメとナスを作付されております。対象の農地7 筆につきましては、農地として適正に利用されていることが確認できております。

7 番につきましては、地元委員がご本人への聞き取り調査と現地の確認を行っております。調査結果といたしましては、願い出人は専業農家でコメとナスを作付されております。対象の農地7 筆につきましては、水田として適正に利用されていることが確認できております。

8 番につきましては、地元委員がご本人への聞き取り調査と現地の確認を行っております。調査結果といたしましては、願い出人は専業農家でコメとイチゴを作付されております。対象の農地5 筆につきましては、水田として適正に利用されていることが確認できております。

9 番につきましては、地元委員がご本人への聞き取り調査と現地の確認を行っております。調査結果といたしましては、願い出人はお勤めの傍ら農家をされており、コメを作付されております。対象の農地3 筆につきましては、水田として適正に利用されていることが確認できております。

この調査結果を踏まえ、地区委員会で協議した結果、対象農地全てについて、願い出人みずから引き続き農業経営を行っていることが認められ、証明書の交付につきましては、何ら問題ないとの結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、地元委員より5番から9番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きます、10番。

28番 園田操委員

28番委員、園田です。

10番について、地区委員会で協議内容について、ご報告いたします。

10番は、富合町にお住まいの願い出人より、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願い出です。願い出の農地を担当農業委員が現地の確認をいたしました。農地法として適正な耕作、管理が行われておりました。

以上1件、地区委員会において検討した結果、証明について、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、10番につきまして、ご証言がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きます、11番。

20番 田中求委員

20番委員。

11番について、地区委員会で協議状況を報告します。

11番は租税特別措置法第70条の6、第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人は、この農地については、主にコメづくりをされており、引き続き、願い出人みずから耕作を行っておられることを地元農業委員が確認いたしております。

先日の地区委員会で検討した結果、この証明については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、11番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、12番。

40番 西川秀文委員

40番委員です。

12番について、地区委員会での検討内容について、ご報告いたします。

12番は、北区梶尾町にお住まいの願い出人より贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が確認をしたところ、願い出農地12筆については、農地として適正な耕作、管理が行われておりました。

地区委員会において検討した結果、証明書の発行について何ら問題はないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、12番につきまして、地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、13番。

27番 麻生隆弘委員

27番委員、麻生です。

13番から18番について、地区委員会での審議結果をご報告いたします。

13番につきましては、全ての農地が願い出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されましたので、全筆を証明することと地区委員会で協議しました。

14番につきましては、全16筆のうち、植木町岩野字保立8番他2筆について、農地以外に利用されている状態でありましたが、その他については、引き続き、願い出人が農業用地として利用していることを確認しましたので、3筆を除く13筆を証明することと地区委員会で協議しました。

15番につきましては、全ての農地が願い出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されましたので、全筆を証明することと地区委員会で協議しました。

16番につきましては、全ての農地が願い出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されましたので、全筆を証明することと地区委員会で協議しました。

17番につきましては、全9筆のうち、植木町小野字戸泉575番について、農地以外に利用されている状態でありましたが、そのほかについては、引き続き、願い出人が農業用地として利用していることを確認しましたので、1筆を除く8筆を証明することと地区委員会で協議しました。

18番につきましては、全18筆のうち、植木町平井字夏目86番1について、農地以外に利用されている状態でありましたが、その他については、引き続き、願い出人が農業用地として利用していることを確認しましたので、1筆を除く17筆を証明することと地区委員会で協議しました。

以上6件、地元農業委員がそれぞれ現地を調査し、地区委員会にて、以上の協議結果となりました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 ただいま、13番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、13番、15番、16番については願い出どおり証明することとし、14番、17番、18番については農地としての利用が行われていない土地を除く対象農地のみについて証明することに決定いたします。

次に、次第6のその他について、本日は特にございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その整理を要するものについては、会議規則18条の規定により、その整理を議長に一任願ひしたいと思います。これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において、議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時55分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年3月7日

会 長 森 日出輝  
署名委員 谷口 憲治  
署名委員 宮本 隆幸  
書 記 田中 幸一